

第24回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年6月20日（月）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年6月20日（月）午前10時00分から午前11時25分

2. 開催場所 壬生町役場 205会議室

3. 出席委員 9人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男 4番 大関 孝男、
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

賀長紀好 推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の
件について

日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第5 議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

日程第6 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第8 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第9 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第10 報告第5号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について

日程第11 報告第6号 農地所有適格法人の申請の件について

その他 「令和5年度農地利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに
予算に関する要望事項」について

「令和3年度農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事
務の実施状況」と「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について

「令和4年度田畑売買価格等に関する調書」について

事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一
主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和4年6月20日（月）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻を過ぎましたので、ただ今から、第24回壬生町農業委員会総会を開会いたします。清水委員より欠席の連絡をいただいておりますが、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。また、賀長推進委員に出席をいただいております。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん改めましておはようございます。今日は皆さんにおかれましては大変お忙しい中、農業委員さん、推進委員さんにご出席いただきましてありがとうございます。梅雨に入りましたけれど、なかなか雨も降らないで、昨日あたりから暑くなってきている状況です。

今日も日中暑くなりますので、皆様のご協力をいただきながら進めて行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、9番 早乙女 誠 委員、1番 刀川 正己 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長をお願いいたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

下都賀地方農業振興協議会通常総会が、書面決議で行われました。梁島源智会長が会員になっております。

5月27日（金）県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザで開催され、梁島源智会長と宇賀神 尚係長が出席いたしました。

5月31日(火)全国農業委員会会長大会及び栃木県選出国會議員等に対する要請活動が、渋谷公会堂及び衆議院議員会館で行われ、梁島源智会長と私が出席いたしました。

これに先立ち、全国農業新聞表彰式が渋谷公会堂の同じ会場で行われ、梁島会長が表彰されました。

6月10日(金)農地所有適格法人認定審査会、農政特別委員会が、役場101会議室で行われ、_____について審査を行いました。

梁島源智会長、篠原正明職務代理、大橋好一農業委員、大関孝男農業委員、高橋敏男農業委員、農政課より河田将貴主任、事務局より、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

6月15日(水)農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が役場205会議室と現地で行われ、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、早乙女 誠農業委員、賀長紀好推進委員、青木幸一推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

同じく6月15日(水)農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が、役場205会議室と現地で行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、早乙女 誠農業委員、琴寄成人農業委員、農政課より、植木克彦農業振興係長、沼子真弥主任、事務局より、宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

高橋宏治農業委員は都合により欠席となりましたので削除願います。

会務報告は以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書2ページの、議案第1号 農地法第5号の規定による許可申請の件について、ご説明いたします。6月3日、金曜日の締切り時点で3件の申請がご

ございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (北小林)
譲受人 _____ (至宝町北)
_____ (至宝町北)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 271㎡
自己用住宅敷地 売買による所有権の移転

第2項

賃貸人 _____ (助谷)
_____ (助谷)
_____ (助谷)

賃借人 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 2188㎡
壬生町大字 _____ 畑 638㎡
壬生町大字 _____ 畑 1180㎡
壬生町大字 _____ 畑 354㎡
合計 4360㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第3項

賃貸人 _____ (埼玉県)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 566.08㎡

園芸用土採取に係る搬出入路 1年間の賃借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の7番 琴寄 成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

なお、本案件は、刀川正己委員が譲渡人となる案件になります。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当該事案の議事にあたり、刀川委員は退席することになります。

○議長 刀川正己 委員は、退席をお願いします。

(刀川委員 退席)

●7番 琴寄 成人 委員 (1項案件について報告)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、6月15日(水)に私と、清水利通農業委員、早乙女 誠農業委員、賀長紀好推進委員、青木幸一推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北東に約100mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、町内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親の面倒を見ることや子育ての面から、実家近くである当該地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応します。また開発許可については県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

刀川 委員は、席にお戻りください。

(刀川委員 着席)

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西に約700mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1m、道路から2m、宅地から3mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、自社で販売する予定で、埋戻しの用土については栃木市内の_____から調達予定であります。事業資金約_____万円については自己資金で対応します。

なお、転用実績については、前回地、前々回地において農地復元が完了している状況となっております。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査においても保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。また、事業資金が_____万円となっておりますが、この_____万円はリース代という事で、ダンプ、ユンボを借りるとこういう金額になってしまうという事で、_____万円の事業資金となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、6月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員（3項案件について報告）

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約350mに位置する農地で第1種農地に該当します。

こちらの案件につきましては、先月許可となった_____地内の園芸用土採取に係る搬出入路での一時転用申請となります。事業計画書によると、掘削地への侵入について、安全面や道路の保全を考慮し、今回の申請に至ったとのこと。

以上のことから、第1種農地ではありますが、園芸用土採取に係る搬出入路のための一時的転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

先月の申請では、搬出入路というのはどこを使う予定だったのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

案内図をご覧いただきたいのですが、今回の申請地の北の道路を使う予定でした。そこがやはり狭いので、幅員より広い北関の側道を通して、今回の申請地を使い、北側の道路通行は最小限にするということで、申請がなされております。

●2番 大橋 好一 委員

そうすると今回の中で、新しくできた搬出入路の北側の細い道、これはこの後の議案第2号と関係あるのですよね。その細い道はやはり通るようになるのかな。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね、細い道は通ります。

●2番 大橋 好一 委員

個人の住宅がありますよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。

●2番 大橋 好一 委員

大丈夫なのですか。通れるのですか。

最小限しか通らないと言ったって、1回か2回は通るわけですよ。この3m道路は広げて借りるという事をしなくても大丈夫なのですか。町道で簡易舗装では壊れないですか。鉄板を敷くとか、なにもしないのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

先月の時に鉄板を敷くという話になっていて。

●2番 大橋 好一 委員

それは道路の上だけでしょ。

●事務局 宇賀神農地調整係長

道路の上です。

○議長 この間、現地調査に行った時はどうだったのですか。

●7番 琴寄 成人 委員

今回は北の道路ではなくて、_____につなげるように、そのの現況は山林になっている状況です。そこを切り開いて、北の方は使わない状況です。

●2番 大橋 好一 委員

園芸用土を掘削する場所と、搬出入路の間、この道は狭い道路だけど通るようになるのかな。

●7番 琴寄 成人 委員

6尺道路で狭い道らしいので、ならばダンプの出入りもこの側道にくっつけた方が楽ではないかという事で。

●2番 大橋 好一 委員

だから、搬出入路はそこからダンプが出入りするの分かるのですが、この搬出道路に行くまでの間の道路。掘削する土地から、搬出入路に行くまでの道路はどうするんですか。

●7番 琴寄 成人 委員

そこを申請したんでしょ。

●2番 大橋 好一 委員

_____に行くまでの道路でしょ。その側道に行く道路に、新しく今回借りる、搬出入路として借りる土地まで行く間の道路。掘削する土地というのは北側だよ。そこから、新しく借りた搬出入路まで行く間の所の道路というのはどうなっているのですか。

- 2 番 琴寄 成人 委員
鉄板を敷くんじゃないですか。
- 9 番 早乙女 誠 委員
前回の調査では、北側の道路を使うという申請だったんじゃないですか。
- 2 番 大橋 好一 委員
これはこの後の議案第 2 号と関係している案件ですよ。
- 議長 この搬出入路に行くまでの間の道は、この 6 尺道路を通らなければならないんでしょ、という事ですよ。
- 2 番 大橋 好一 委員
議案第 2 号の第 1 項の地図を見ると分かりやすい。
- 議長 申請地から 6 尺道路を通ってということです。
- 2 番 大橋 好一 委員
その掘削したところから、搬出入路にいく間の道路はどうするんですか。6 尺道路ですが。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
そこも通れないわけではなくて、壊した場合には、道路の修繕とかしてもらって、壊れないように保全対策をしてもらうという事で、先月許可を出したのですが、ただ、___街道から現地まで全部その道路を通るとするのは、ちょっと狭いので、そこは通らない方がいいという事になりました。
- 2 番 大橋 好一 委員
じゃ、その間の 1 メートル 8 0 の道路は極力使わない、その間は鉄板を敷くという事で、前回許可したんでしたっけ。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
保全対策をとって、もし壊れたらちゃんと修繕までしてもらおうという事で、許可を出した状況です。
- 2 番 大橋 好一 委員
必ず壊れると思うのですが。1 メートル 8 0 でしょ。前に住宅があるわけだから、余計住宅から離れて通らなければならないし、塀がかかっているのかはわかりませんが。

- 議長 この地域の委員さんはだれですか。地区は高橋敏男さんかな。
高橋委員、工事が始まる前か、始まってすぐ位に、見回ってもらって、もし鉄板が敷いてないときには、事務局の方に報告してもらえば、事務局の方から指導しますから。
- 2番 大橋 好一 委員
次の現地調査の時に、見てもいいし。
ダンプが通る道幅にしては、狭いのではないかと思うけどね。
- 議長 高橋委員さん、あとで現地を見てきてください。畑を借りるのであれば、無断で借りるわけにはいかないんだから。
- 2番 大橋 好一 委員
正式には変更届が必要になるのではないかな。今回のと一緒に出してもらえればよかったのにね。
- 議長 この畑はまた違う所有者なのですか。
- 事務局 宇賀神農地調整係長
違う所有者です。
- 2番 大橋 好一 委員
田んぼじゃないよね。田んぼだと通れないからね。この住宅の前の土地。
- 議長 あとで事務局で見てください。
帰りながら、大橋委員と高橋委員でちょっと見てきてください。
- 2番 大橋 好一 委員
住宅の前が田んぼだったらアウトですね。畑だったら鉄板を敷くなり、状況だけ見てこないかね。
- 議長 じゃ、先に進んでよろしいですか。
それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第3 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案書3ページ、議案第2号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。6月3日、金曜日の締切り時点で2件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 _____ (国谷新田)

_____ (国谷新田)

_____ (埼玉県)

賃借人 _____ (栃木市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 畑 305㎡

壬生町大字 _____ 畑 1487㎡

壬生町大字 _____ 畑 495㎡

壬生町大字 _____ 畑 566.08㎡

合計2853.08㎡

園芸用土採取及び搬出入路を目的とした賃借権の設定で、事業区域の拡張となっております。

第2項

賃借人 _____ (助谷)

_____ (宇都宮市)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字 _____ 田 12044㎡

園芸用土採取を目的として、令和3年6月28日付で一時転用許可が出ておりますが、今回令和5年6月27日までの許可期間の延長の申請になっております。説明は以上になります。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の7番 琴寄 成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ6月15日水曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、5条の第3項と同じ案件になります。令和4年5月20日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、掘削地への侵入が困難であることから、搬出入路を確保するための事業区域拡張の申請に至ったとのことでした。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

先ほどの案件に関連してなのですが、先ほど言った住宅の前の道、できれば事務局にも一緒に行っていただいて、現地確認したうえで改めて拡張の申請をした方がいいかどうかを確認し、申請もありうるという条件で許可ということになればいいのですが。

●6番 高橋 宏治 委員

それは、前回許可が出てしまっているの、それはちょっとできないのでは。

●2番 大橋 好一 委員

その辺がよくわからないのですが。

ただ、ここを通過しているのに、今回の理由は、前の道が狭くて、___街道に出るには、危険だというような理由で拡張して新たな搬入路を借りたわけですよ。それが変更ですよ。

●6番 高橋 宏治 委員

前は細い道路を使うという事で、許可を出しているの、改めてここは危険だから今回許可は出せないというのは、前回の許可を覆すことになってしまうので、今回保留にしてしまうのは、難しいですよ。

●2番 大橋 好一 委員

保留ではなくて、そういう場合もあり得ますよと、地図上ではわからないので、現場を見て、道が狭いから高速道路の側道への搬入路を付けますという事だと思うので、前は許可になっていたとしても、それは再度ここに住宅もあるし、こちらの搬入道路を新たに付けるのであれば、今まで許可になった道路も少し広めに拡張していただいた方がいいのではないか、という事を言ってもいいのではないかと思います。

●6番 高橋 宏治 委員

それは駄目だと思います。前回こちらの許可を出しているのに、業者がこちらの許可以上に広くした方がいいという、業者側の判断だったので。前回、ここでは狭すぎるので、別なルートを考えてくれと、こちら側が言ってこの道を新たに申請しなおしたのであれば、それは言えると思うのですが、前回、この狭い道で許可を出してしまっている。

●2番 大橋 好一 委員

だったら今回、拡張の申請をださなくてもよかったですのではないですか。搬出入路を新たに付ける必要はなかったのではないですか。

●6番 高橋 宏治 委員

出さなくても良かったと思います。

●2番 大橋 好一 委員

なんでつけたのか、向こうもなんか後ろめたさでもあるのかな。この道を使うのはちょっと困難だな。ただ前は、鉄板を敷くという事で許可になったと思うのですが、そういういきさつの中で、新たに搬出入路を付けたとなれば、住宅もある、さらにリスクを回避するために、広げて使ってもらうことが可能であれば、そういうことを言ってもいいのかな。

だから許可をしないんじゃないかと、改めて搬出入路を付けた理由は、危険だと、通るのに不便さがあるという事で、だったらその間の道路も、もっと通りやすい環境にした方がいいのかなと思うのですが。

●7番 琴寄 成人 委員

搬出入路から掘削するところまで距離はどのくらいある。20メートルくらいかな。20メートルじゃきかないかな。

●事務局 宇賀神農地調整係長
家1軒分なので。

○議長 20メートルじゃきかないかもしれないね。幅は狭いのですか。

●7番 琴寄 成人 委員

6尺道路だと聞いているから、鉄板を敷いて、鉄板を条件で。

○議長 前は申請がとっておしまっているの、これから事業を進めるにあたり、今日これから現地確認してもらって、指導的に、鉄板を敷いてください、という事で。

●6番 高橋 宏治 委員

条件付き許可ですよ。

●2番 大橋 好一 委員

許可しないのではなくて、許可はするけど周りの住宅住民に対して、危険を回避するとか道路に対する法的な観点から、拡張というか広げる申請をしてもらった方がいいのではないかと思うのですが。

業者の善意でやってもらえれば。

○議長 いずれにしてもここで議論しても仕方がないので、帰りに大橋好一委員と高橋敏男委員に現地を見ながら指導してもらおうという事でいいでしょうか。

○議長 業者も道路を壊しちゃうと大変だということもあると思うから。心配だから、見に来たという事でね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

現況は山林で登記だけ畑になっていて、農地台帳に削除されていれば農転の許可が不要だったのですが、残ってしまっていたので。業者は多分山林なので、農転許可はなく、使えるだろうと思って相談に来たら、農地台帳に載っていて、今回申請することになってしまったようです。

○議長 それでは、採決に入ってよろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員 (2項案件について報告)

第2項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年6月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、鹿沼土・赤玉土の品質が想定よりも悪く、計画通りに販売できなかったため、予定した工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書4ページからの議案第3号、壬生町農用地利用集積計画の件について、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規の賃借権についてですが、議案書5ページのとおり5件、12筆、面積合計が17,964㎡となっております。

次に利用権の新規、使用賃借権分について、議案書の6ページのとおり3件、7筆、面積合計が8,840㎡となっております。

次に一括方式の新規・賃借権分について、議案書7ページのとおり、6件、14筆、面積合計が13,790㎡となっております。

続いて一括方式の新規・使用貸借権分について、議案書 8 ページのとおり、4 件、6 筆、面積合計が 15, 586 ㎡となっております。

最後に所有権移転分について、議案書 9 ページのとおり、1 件、3 筆、面積合計が 1, 988 ㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 3 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 3 号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第 5、議案第 4 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細(土地改良事業のための編入)について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明(宇賀神農地調整係長)

それでは議案書 10 ページ、11 ページの議案第 4 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」ご説明いたします。

今回 1 件の申請がございました

(土地の表示)

壬生町大字 _____

壬生町大字 _____

壬生町大字 _____

壬生町大字 _____

の 4 筆で、合計面積が 826.94 ㎡の土地です。

土地改良のための農用地区域編入を目的とした、農業振興地域整備計画変更となっております。説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（土地改良事業のための編入）について、調査委員長の9番 早乙女 誠 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員（標記の件について報告）

議案第4号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果をご報告させていただきます。

現地調査については、6月15日（水）梁島源智会長、篠原正明職務代理、琴寄成人農業委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課、植木克彦係長、沼子真弥主任と私の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細（下稲葉圃場整備に伴う農用地区域編入）についてご報告いたします。

申請地は町の南西部、下稲葉地区に位置しております。

圃場整備事業の対象区域にするためには、青地への編入が必要なことから、今回の申し出に至ったという事であります。

調査委員会としましては、農用地区域への編入はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 6番 高橋 宏治 委員

●6番 高橋 宏治 委員
青地というのは、正式な用語なのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長
正式には「農用地区域」のことを青地と言っています。

●6番 高橋 宏治 委員
でしたら、ここは青地ではなく、「農用地区域」と正式な表示をした方がよろしいかと思えます。

●事務局 宇賀神農地調整係長
農業振興地域というのは、市街化区域とか工業地域とか、それを除いた区域全域が農業振興地域ですけれども、調整区域も入ります。
その中で農用地区域というのが定められていて、農用地区域内と青地というのがイコールとなります。

●5番 篠原 正明 委員
青地、白地って使っていますよね。

○議長 正式名は農用地区域なんですよね。では、農用地区域に変えてください。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に日程第6 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の12ページに3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願いについて、第1項案件は、壬生町_____ですね。5月26日に私と川嶋推進委員と宇賀神係長で、現地確認をいたしました。確かに昭和50年ごろから、宅地として利用しているということで確認いたしました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (2項案件について報告)

第2項案件について、同じく5月26日木曜日に、私と川嶋推進委員と業者の方で現地確認いたしました。平成8年2月頃から宅地として利用しているという事で、家と庭になっているような感じでした。以上確認いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員 (3項案件について報告)

3項案件について説明いたします。

去る5月31日に私と賀長紀好推進委員とで現地確認をいたしました。現地は昭和58年頃から宅地として利用されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ただいまの3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第7 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13ページから14ページに8件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8 報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第9 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの9件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

5項と6項ですが、先月保留のような状態でしたが、5条の届出という事は市街化区域内という事ですよね。先月との手続きの違いというか、このように5条の手続きになった経過の説明をお願いします。

あと、高橋宏治委員が言っていた、名義が____で出来るのかという事も併せてお願いします。

●事務局 宇賀神農地調整係長

先月3条で農地として交換する許可申請で保留としたのですが、内容を改めて確認したところ、お互いに農地として利用しない、駐車場敷地や資材置場として土地を使うということでしたので、3条の許可申請の取り下げ願いを提出させまして、改めて市街化区域の5条の転用の届出を提出させた状況です。

●2番 大橋 好一 委員

ということは、片方は駐車場のようになっていた土地だよね。____で使っていた方は、駐車場で使っていたんだよね。手前は田んぼか畑か。

●事務局 宇賀神農地調整係長

生垣になりますね。

●9番 早乙女 誠 委員

ちょうど____を入れて行って左側だね。ほとんど何も使っていなかった。もうまるっきり周りは市街化区域だしね。そのなかにポツンと農地らしきものがあった。

●2番 大橋 好一 委員

片方が農地だったから、農地法3条で交換という形を最初選んだのかな。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。交換の形でやりたかったらしく、3条の申請を出してきて、その時には農地として耕作するんだという事を言っていましたが、事務局で現地を確認していなかったなので、3条で受付してしまいました。

●7番 琴寄 成人 委員

難しくしてしまったんだね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

市街化区域なので転用しようと思えば、比較的転用しやすいということは、最初

に言ったのですが、売買ではなく交換にしたかったようです。それに合わせて農地として使うという話もあったので、3条で受付をしてしまった状況です。

●6番 高橋 宏治 委員
交換だと同じ地目ではないと出来ないですよ。

●1番 刀川 正己 委員
農地だと税金が優遇されるしね。

○議長 いろいろあったんでしょうね。
よろしいですか。以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について」事務局長より報告事項の説明をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について」は、議案書の17ページから19ページに2件がございました。

先ほどの質疑でもありましたように、内容については、記載のとおりで、令和4年5月31日付で、_____氏と _____氏より2件の農地法第3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第5号をおわります。

○議長 次に、日程第11 報告第6号「農地所有適格法人の申請の件について」、事務局より6月10日に開催いたしました「農地所有適格法人審査会」での審議状況などについて報告をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告 (宇賀神農地調整係長)

それでは議案書20ページの報告第6号 農地所有適格法人の申請の件についてご説明いたします。

今回1件の申請がございました。申請人は _____。令和3年4月に

農産物の生産、加工、販売等を目的に設立された法人です。代表取締役である____
____さんの父、____さんは駅東町で____を経営していま
す。____では平成18年から____の栽培、自社加工を開始し、__さんは
その時から現在に至るまで農業に従事しています。____の栽培もおこなって
おり、16年の農業経験があり、十分な栽培技術を有している状況です。

現在、農地の名義人は父である__さんですが、今後、____で____、
____の栽培部門を担い、農地を所有することを考えており、今回の農地所有適格法
人の申請に至っております。

土地は壬生町の__地区に約20,000㎡の農地を取得見込みであります。農
地所有適格法人の審査には、令和4年6月10日で、農業従事者たる役員、構成員
に農業経験があり、販路も確保されていることから、計画通り営農することが可能と
見込まれ、また農地所有適格法人の各要件も満たしていることから、審査会の結果
としましては、農地の取得は問題ないと判断されております。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局より報告がありましたが、発言のあ
る方は挙手をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員
適格法人に対する審査というのはどんなことをやるのか教えてください。

●事務局 宇賀神農地調整係長

内容としましては、新規就農審査会とほぼ同じ内容です。農地を所有すること
になった経緯や今後の営農計画、農業に対する考え等を確認します。今回のマル
モ農園については、もともと干瓢問屋をやっていて農産物の生産をやっていたこ
とから、営農に必要な栽培技術、資金、機械、人員等は揃っている状況でした。

●7番 琴寄 成人 委員

という事は、農地を買えない法人でも、審査会を通れば一般の農地を買える
という資格をもらうわけですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

資格というよりは、農地所有適格法人の場合、満たしていなければならない要
件があります。売上要件、役員の要件、議決権要件、会社の形態要件、それら
を満たしている事が、最低条件です。

●6番 高橋 宏治 委員

他の市町は審査会はやってないかと。今、高根沢町に聞いたら審査会はやら
ない、所有の時の審査に混ぜてやっているという事で、それが本来の形かなと思
う

のですが。壬生では2段階にしているわけですよね。
2段階にする法的根拠はないですよね。

●事務局 宇賀神農地調整係長
そうですね。

●6番 高橋 宏治 委員
これが新規就農の認定であれば、農政課が所管ですし。認定でもないのに、疑問点があるのですが。
という話を前にしまして、一応これは報告というか、議案じゃないという事であればそれはありでもいいのかなと、思っていますけれども。
本来だと法令上の審査ではないのかなと思います。

●7番 琴寄 成人 委員
という事は、今聞いた限りだと、申請書を出した限りで、オーケーということですか。

●6番 高橋 宏治 委員
いや、このところで審査をしなければいけないので、所有に対する3条許可の審査は必ずしなければいけないので、その時に農地の所有の適格があるかどうかを併せて審査をすべきなのですが。

○議長 この適格化法人に対しては、わざわざ審議をすることはないという事ですね。

●6番 高橋 宏治 委員
そうなんです。本来は。でも業務量を分けるという事で、一旦、農地所有適格化法人として確認をした後に、3条許可を受けてもらった方が業務量は減るので、それはそれで好意的かなと思います。

●2番 大橋 好一 委員
高橋委員が言う通り、手続き上いろいろ、順番とか時期とかあると思うのですが、実際いろいろ話を聞いたときに、新規就農の方と同じなのですが、やはり今後に対する意気込みというか、考え方などを予め確認しておいた方が、あとあとわからなくなるんですよね。3条許可の申請の時も、こういう事で私はやりますと、はっきり言えると思うのです。もし土地の売買や所有をしたいという時に、前に適格化法人として農業委員会で審査を受けて、それに則ってやっているのですよ、と言えると思うので、時間的に別の日にやらなくてもいいのではないかという話もありますが、やっておいた方が、私は、本人のためにもいいと思います。3年経って委員も変わってしまえば、その当時のことは分からなくなってしましますが、その当時の委員に、私たちは認めてもらったという、自信という

か、そういうのを持ってもらった方が、親子の貸し借りになるかもしれないけれども、スムーズに行くかな。そのかわり一生懸命やってもらい、駄目なら承認を外しますよ、くらいの気持ちで言ってもいいと思いますよね。3条の申請を出しても許可が出ないかもしれないよ、くらいの話是可以すると思います。いい加減なことをやっているからね。それは新規就農者と同じだと思います。実際、承認を受けて、やりますと言って、草が繁茂していたりとか、やっていないのがあるわけですよ。そういうことを考えたときには、本人のやる気を持続させるためには、効果はあるのかな、と思います。

●5番 篠原 正明 委員

売買で3条の申請は、時間的にどうなんだろう。

○議長 まあ、次の総会の時に、分かっていたらすぐにかけるようですね。

●5番 篠原 正明 委員

そういう面では、大変かもしれないけど審査会をやれば面識もあるのでね。

●2番 大橋 好一 委員

確かに審査を受ける人は、今回は2人で来ましたが、1人で来る人は勇気がいると思うんですよ。審査する人が沢山いて、何を聞かれるか分からないで、緊張して来るので、気持ちは分からないわけではないです。

○議長 お互いに指導もできるし、経営内容なども我々も把握できるし、悪いことではないと思いますよ。

●2番 大橋 好一 委員

特にこういう会社関係は、農業法人関係の人は、その方がいいと思います。

○議長 我々じゃ、内容は分からなかったですから。

●2番 大橋 好一 委員

_____に_____を売る。製品ではなくて_____を売るという事です。_____に_____を売るそうです。その_____を作るための土地だという事です。ハウスは、夏は_____、冬は_____を作るとのことだったけれど、冬の_____のハウスは機械を入れてしまったので、そのハウスは使い物にならなくなってしまって。機械を移動して_____を干すようにするには、ハウスの構造上できないという事で、そんな話もしましたね。

○議長 最初は_____さんに、_____と_____両方できますよ、と指導を受けて始まったら、

両方できなくて、___は___だけのハウスになってしまった、と言っていましたね。___だから棚を入れたら、棚は外せないですからね。

- 5番 篠原 正明 委員
有効利用しようと思ったんだろうけどね。

- 議長 では、よろしいでしょうか。
それでは、以上で報告第6号を終わります。

-
- 議長 次に「その他」の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

- 事務局 その他について説明（松本主事）

- 1 資料NO.1 「令和5年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」
7月15日（金）までに ファックスでも可能ですのでよろしく願いいたします。

- 2 「令和3年度農業委員会における農地等の利用の最適化の進捗状況及び事務の実施状況」と「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について
（説明は宇賀神係長）
資料No. 2について説明

- 3 資料No. 3 令和4年度「田畑売買価格等に関する調査」について
このように提出してよろしいか伺います。
→承認

- 4 壬生町役場閉庁記念誌について

事務連絡

- 5 令和3年度全国農業新聞表彰について
 - 普及拡張特別優秀農業委員会 壬生町農業委員会
 - ・農家戸数対比普及率の部 全国第10位
 - 情報活動特別功労賞
 - ・梁島 源智 会長 全国第1位
 - ・篠原 正明 職務代理 全国第2位
 - 全国農業新聞普及優秀農業委員会 壬生町農業委員会
 - 情報活動功労賞

- ・梁島 源智 会長
- ・篠原 正明 職務代理
- ・清水 利通 委員
- ・大橋 好一 委員

- 6 令和4年度市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入申請について
毎年加入している保証制度であり、1口2,000円
6月分報酬の中から天引きとさせていただきます。
- 7 令和4年度農業委員、農地利用最適化推進委員研修会について
- ・開催日時：令和4年8月18日（木）9：45～12：00
 - ・開催場所：宇都宮市 栃木県教育会館
 - ・出欠の報告を7月15日（金）までに事務局まで
資料7についているファックス送信表をご利用ください。
 - ・集合時間：8時30分
 - ・集合場所：壬生町役場駐車場 西側

●局長 あと1件、提案なのですが、毎月行っております現地調査ですが、庁舎が新しいという事と、会議室の床にマットが敷いてありまして、長靴のドロが落ちて目立つという事もありますので、長靴は持ってきていただいて、会議室は靴で、現地に行くときに長靴に履き替えていただくという事にしたいのですがいかがでしょうか。

○議長 そうですね。よろしくお願ひします。よろしいですね。

●局長 よろしくお願ひします。

○議長 他に委員から何か発言はございますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第24回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時25分閉会】

会 長 梁島源智

9 番 早乙女誠

1 番 刀川正己